

「より安全に より迅速に より高い品質の提供」

NO.129
平成27年10月1日
信光陸運株式会社

平成27年度スローガン **変わる環境 変わらぬ基本 ルールを守って信頼獲得**

インフルエンザ対策

今年も、インフルエンザの季節が到来しました。ニュース等では、例年に比べ流行となる時期が早くなっているとのことです。また一部メーカーにおいては、インフルエンザ薬の生産が追い付かず病院によっては、予防注射の接種が予定通りできない病院も出ていていると聞きます。

毎年この時期になると予防対策に関する情報がいろいろと取り上げられていますが、こまめな手洗い・うがいをはじめ、バランスの良い食生活が重要であることは変わらないことであり、やはり重要な要素とされます。

さて、今年度も当社では年末の繁忙期に備えて、例年恒例となっております社員全員にインフルエンザの予防接種を全額会社負担でしていただくことになりました。時期は10月後半から11月中に掛け、当社産業医(ようてい会)にて全員接種するようお願いいたします。

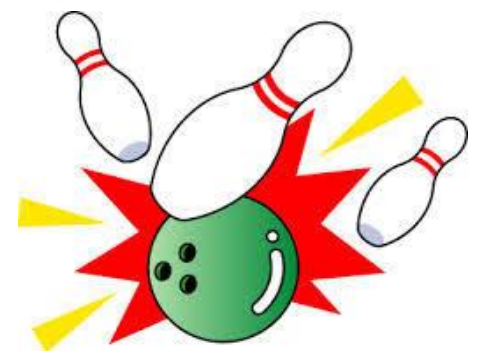
既に当社社員が全員接種できるよう、産業医さんも準備をさせていただいておりますので、各自予約をして積極的な接種をお願いいたします。

昨年は社員にて1名インフルエンザに感染しましたが、予防接種の効果もあり発熱が1日でひき、早期の仕事復帰が可能となりました。

今年は感染自体「ゼロ」を目指しておりますので、一人一人が高い意識を持ち、日頃の健康管理に注力してください。

ボウリング大会開催のお知らせ

親睦会主催のボウリング大会が10月24日(土)に開催されます。会場は「小牧国際ボウル」、時間は18時30分スタートと、20時30分スタートの2部制となっております。今年は例年と違い、はずれ無しとなっております。全員何かしらの賞品が用意されております。当日仕事の都合等で出席できない方は、前日までに事前プレーをしてスコアー表の提出をお願いいたします。



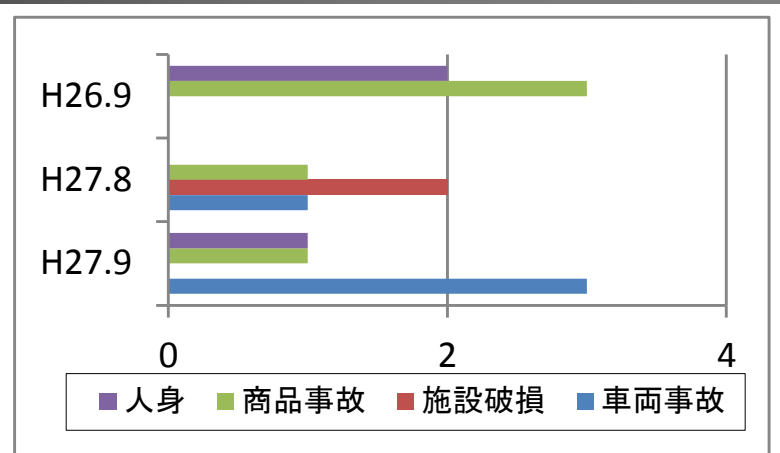
10月の安全重点目標

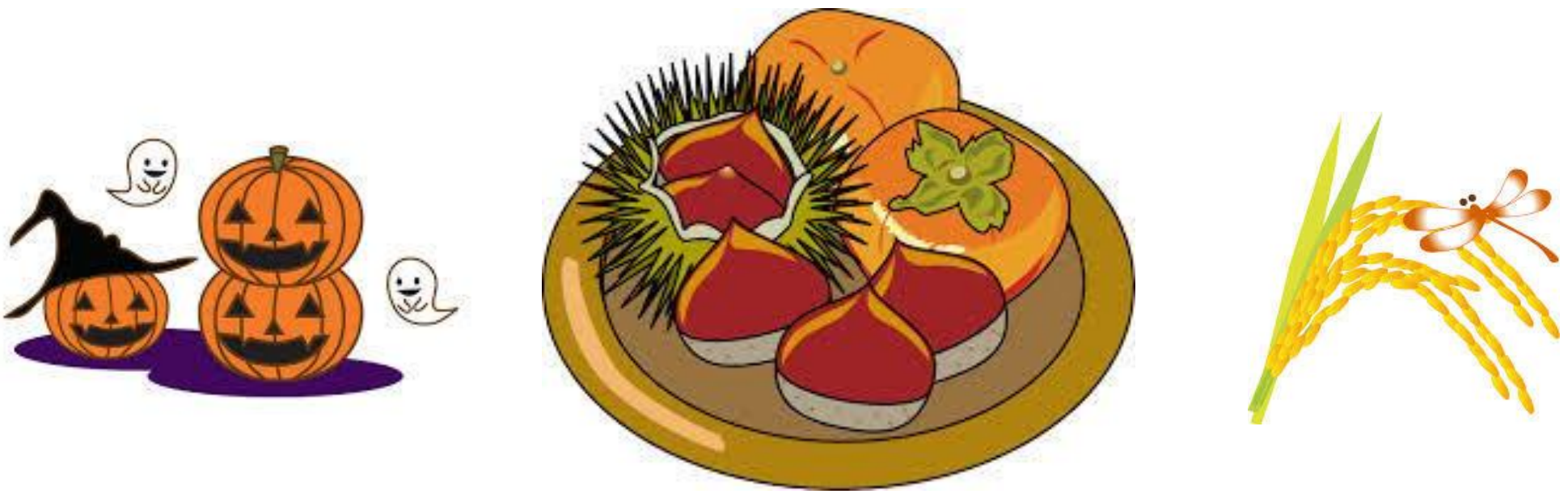
- * 事故撲滅！強化月間
車両・商品事故
”ハンドル持ったら
安全運転”
”品質意識の高揚”

9月度品質結果

協力会社含む

	H27.9月	H27.8月	対前月比%	H26.9	対前年比%
車両事故	3	1	300%	0	増加
施設破損	0	2	減少	0	-
商品事故	1	1	100%	3	33%
人身	1	0	増加	2	50%
計	5	4	125%	5	100%





10月といえば、幼稚園や学校関係のみならず、町内での運動会が盛んな季節となりました。運動会では、親子で参加する競技や親のみで参加する競技がありますが、ここぞばかりいきなり本気を出して怪我をする人が毎年多発しています。

日頃の運動不足を忘れ、いいところを見せようと無理をしては、かえって恥をかきます。自分の限界を超えないよう、注意して頑張りましょう。



9月度ドライバーミーティング

【8月発生した事故の検証】

- ①商品事故・・・①8月20日(木)23時頃、荷主構内において貨物の荷積、積み付け作業においてパッケージエアコン周辺に他の貨物をリフトで積み付けしている際、リフト右ツメ先がエアコン外装部及び本体(アルミフィン部)に触れダメージ破損に至る。
- ②施設破損・・・①8月2日(日)13時20分頃、荷主先にて荷卸し終了後、空カゴ6台をゲート上に載せリフトアップした折に空カゴ1台が動きだし、車輪がストッパーに当たり転倒。転倒した台車がトラック右方にある店舗壁面に接触し凹損傷となる。
- ②8月25日(火)10時30分頃、新築現場の納入に行き、荷卸しの為現場前に車両を駐車しようと右折をしたところ、車両左後部と民家のフェンスが接触。
- ③商品事故・・・①8月17日(月)14時頃、公道より左折にて現場入口より構内へ進入後、そのまま左方向へ走行し、入口左方の駐車車両の右フロントバンパー部に自社車両の左サイドバンパー部を接触させ破損に至る。

* 上記内容につきましては、社内ミーティングにて対応策を検討し、全社員に注意事項を徹底させ、再発防止に取り組んでいます。

【社内統制事項について】

- 1) 適切な運行計画・管理について・・・休憩時間確保の徹底(一斉付与及び分割付与)
- 2) 超過勤務について(16時間を超えない勤務について)
- 3) デジタコリモコン操作(ボタン押下忘れなど)の再確認と徹底。
- 4) 労働安全衛生法(第66条8:ストレスチェック)への会社取り組みについて

※長時間労働社員への時間管理アクションプランの進め方

- (1) 残業が月100時間を超える場合(安全衛生法第66条の8)、労働者より申し出があれば、医師による面接指導を受けさせることが必要。
- (2) 残業が月100時間を超えない場合(安全衛生法第66条の9)、残業が月80時間を超えて疲労が蓄積したり健康上の不安があるときや、会社で定める基準があるときには、労働者が申し出れば、(1)の準ずる対応を行う努力義務を負う。
など